

令和7年7月22日開会

令和7年7月22日閉会

令和7年7月
甲府地区広域行政事務組合議会臨時会
全員協議会会議録

甲府地区広域行政事務組合議会

(協議事項)

議案第 1 1 号 専決処分について（和解及び損害賠償の額の決定について）

議案第 1 2 号 甲府地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
及び甲府地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例制定について

議案第 1 3 号 財産の取得について

議案第 1 4 号 工事請負契約の締結について

議案第 1 5 号 公平委員会委員の選任について

(出席議員)

金丸 三郎	興石 修	坂本 信康	長沼 達彦	清水 英知
小沢 宏至	藤原伸一郎	鮫田 光一	依田 勝見	岡田 真姫
清水 一成	若尾 彰子	加藤 敬徳	清水 和弘	小澤 重則
松井 豊	内藤 久歳	有泉 誠	新海 一芳	笹本 昇
田中 一臣	長田 信夫	海野 豊		

23名

(欠席議員)

小澤 浩

1名

(説明のために議場に出席した者の職氏名)

管理者	樋口 雄一	副管理者	保坂 武
副管理者	望月 智	副管理者	塩澤 浩
事務局長	宮川 正孝	消防長	長谷川達郎
会計管理者	渡邊 直樹	事務局次長	萩原 正夫
副消防長	芦沢 岳	次長兼人事課長	林 勝
次長兼企画財政課長	今村 公二	次長兼南消防署長	窪田 学
総務課	水上 岳司	警防課長	落合 康貴
救急救助課長	功刀 浩文	予防課長	米山 和彦
査察課長	遠藤順一郎	指令課長	佐藤 秋二
中央消防署長	早川 俊彦	西消防署長	小幡 浩一
企画財政課主幹	深澤 拓	公平委員長	田中 公夫
公平委員	坂本太久己		

(職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名)

事務局長	宮川 正孝	事務局次長	萩原 正夫
------	-------	-------	-------

午後 2時 2分 開 会

○長沼達彦議長 ただいまから、全員協議会を開会いたします。

議案審査の前に消防本部から西消防署庁舎整備に係る検討状況について及び消防救急デジタル無線機器整備に係る談合への対応について報告したい旨の申し出がありましたのでこれを許します。

はじめに西消防署庁舎整備に係る検討状況について、報告を受けます。

今村次長兼企画財政課長。

○今村次長兼企画財政課長 それでは、西消防署庁舎整備に係る検討状況について御報告申し上げます。

お手元にお配りしました資料No.1 西消防署の現況について御覧ください。

西消防署の庁舎につきましては、昭和49年に建築し、51年が経過する中で庁舎の狭隘化・老朽化が進み、防災拠点としての機能改善及び強化を図るため、建替えが必要なことから、昨年の本組合議会においても、現在地での建替えと近隣での建替えで検討をしていると報告させていただきましたが、近隣に適地がないため、現在地への建替えが有効であると分かりました。このため、今後は、現在地建替えで庁舎整備の検討を進めていきたいと考えております。

資料には、現況の配置図と写真を入れさせていただきましたので、御確認いただきたいと思います。

今後につきましては、庁舎の規模や人員・車両配置などについて検討を進め、組織市町とともに慎重に協議してまいりたいと考えております。

なお、進捗状況等につきましては、随時、議会において御報告させていただく予定です。

以上で、西消防署庁舎整備に係る検討状況についての報告を終わらせていただきます。

○長沼達彦議長 以上で報告が終わりました。この件について、御質問等ございますか。
若尾彰子議員。

○若尾彰子議員 資料No.1の右下にあります甲斐市消防団本部詰所ですが、こちらの土地を買収して西消防署の敷地を広げるという計画も以前あったということを地域住民の方からも伺っているんですが、今回の計画でいきますとここはもう買収せずにこの現在の敷地のままということよろしいでしょうか。

○**長沼達彦議長** 今村次長兼企画財政課長。

○**今村次長兼企画財政課長** 甲斐市消防団本部の土地ということですので、現在、現在地で建替えが決まったというところですので、そちらの買収の話については、まだ甲斐市さんの方と進んでおりませんので、今後、明らかになりましたら議会の方に報告をさせていただきたいと思います。

○**長沼達彦議長** 若尾彰子議員。

○**若尾彰子議員** まだ可能性は残っている。これから詰めていくということでしょうか。

○**長沼達彦議長** 今村次長兼企画財政課長。

○**今村次長兼企画財政課長** はい。その通りでございます。これもまた、敷地も広大でございますので、これから進めていくということになります。

○**長沼達彦議長** ほかに御質問等ございますか。なければ、この件に関しましては、以上で終了いたします。

続いて、消防救急デジタル無線機器整備に係る談合への対応について報告を受けます。
佐藤指令課長。

○**佐藤指令課長** それでは消防救急デジタル無線機器整備に係る談合への対応の経緯について御報告申し上げます。お手元にお配りいたしました資料No.2 消防救急デジタル無線機器整備に係る談合への対応の経緯について御覧ください。1 事件の概要につきましては、総務省の電波有効利用政策の推進に伴い、従来消防無線局で使用していたアナログ周波数の使用期限が、平成28年5月31日とされたことから全国的に消防救急無線のデジタル化が図られました。この整備をするにあたり、資料に記載がございます(株)富士通ゼネラルほか4者が全国的に談合を行ったものでございます。

当消防本部では平成25年5月31日に指名競争入札を行い、(株)富士通ゼネラルが落札し、整備を行いました。談合に対しては、公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を出し、(株)富士通ゼネラル以外の4者は課徴金減免制度を用いましたが、(株)富士通ゼネラルは本措置を不服として、東京地方裁判所へ取消訴訟を提訴していました。令和6年3月21日に最高裁判所が(株)富士通ゼネラルの上告を棄却したことで談合が確定したため、独占禁止法第25条による損害賠償請求が行える状況になったものでございます。2経過につきましては、記載のとおりでございます。3現在までの対応状況と

いたしましては、㈱富士通ゼネラルの上告棄却を受けてから当消防本部では7回の弁護士相談を行い、損害賠償請求について協議してまいりました。4今後につきましては、損害賠償額の算定方法やスケジュールの決定及び独占禁止法第25条の損害賠償請求について甲府市顧問弁護士と協議を適切に進め、請求する準備を整えてまいります。5独占禁止法上の時効期限でございますが、当該排除措置命令が確定した日から3年を経過するまでの令和9年3月21日となります。以上で消防救急デジタル無線機器整備に係る談合への対応の経緯についての報告を終わらせていただきます。

○長沼達彦議長 以上で報告が終わりました。この件について、御質問等ございますか。よろしいでしょうか。なければ、この件に関しましては、以上で終了いたします。

それでは、議案審査に入ります。この全員協議会におきましては、議案第11号から議案第15号までの審査を行います。議案第11号専決処分について当局の説明を求めます。

功刀救急救助課長。

○功刀救急救助課長 それでは、日程第5議案第11号専決処分について御説明申し上げます。お手元にごございます議案目録の1ページをお開きいただきたいと思います。議案第11号の専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により和解及び損害賠償の額の決定について専決処分しましたので同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次の2ページをお開きいただきたいと思います。2の専決処分する理由でございますが令和7年2月12日、甲府市上石田一丁目地内で発生した本組合職員の公務中の物損事故に関し、和解し、損害賠償の額を決定するについては、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を必要としますが、和解に急を要し、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、同法第179条第1項の規定によりこれを専決処分したものでございます。

事故の概要でございますが、同日、午後3時36分ころ、同地内での救急事案において、傷病者を収容するため、室内へ入る際、液晶テレビにストレッチャーを接触させ、破損させたものでございます。相手方には丁寧に謝罪し、御理解をいただくとともに、搬送にあつての遅延はなく、傷病者の容体変化はございませんでした。

次に和解の相手方は、記載のとおりでございます。和解及び損害賠償の額といたしま

しては、当組合から相手方が指定する支払先へ液晶テレビ1台の購入費として95,720円支払いを行ったものでございます。以上で、議案第11号の専決処分についての説明を終わらせていただきます。

○長沼達彦議長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

次に議案第12号甲府地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び甲府地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について当局の説明を求めます。

萩原事務局次長。

○萩原事務局次長 それでは、日程第6議案第12号甲府地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び甲府地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。それでは議案目録の3ページとあわせまして、議案第12号資料1議案概要を御覧ください。まず、議案提出の目的につきましては、令和6年人事院勧告において子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充が示されたことに伴いまして、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の部分休業制度を拡充する地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和7年10月1日に施行することとされております。本職員におきましても、部分休業制度を拡充する必要がありますことから、甲府地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び甲府地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例について、所要の改正を行うものでございます。

次に議案の内容につきまして御説明いたします。まず改正の概要としまして(1)甲府地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例でございます。

仕事と育児の両立支援制度の周知等の強化として、二つの項目を義務化いたします。一つ目は、妊娠・出産等を申し出た場合における仕事と育児の両立支援制度の周知・意向確認及び意向配慮。二つ目は3歳に満たない子を養育する職員に対する仕事と育児の両立支援制度の周知・意向確認及び意向配慮になります。

続きまして(2)甲府地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例でございます。

子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう育児時間の取得形態等につきましては、現行の1日につき最大2時間を超えない範囲内で、正規の勤務時間の始め又は終わりに行う形態のなかで、勤務時間の始め又は終わりに限定する取扱いを廃止いたします。さらに、この形態に加え、1年につき条例で定める時間10日相当を超えない範囲内の形態を設けることとして、職員はいずれかを選択可能といたします。この部分休業の対象となる非常勤職員の養育する子の年齢につきましては、育児休業法の中で3歳に達するまでの子から小学校就学始期に達するまでの子へ改正されております。2の施行日につきましては令和7年10月1日からであります。以上で日程第6議案第12号の説明を終わらせていただきます。御審査のほど、お願い申し上げます。

○長沼達彦議長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次に議案第13号財産の取得について当局の説明を求めます。

水上総務課長。

○水上総務課長 それでは、日程第7、議案第13号財産の取得について御説明申し上げます。恐れ入ります、お手元にございます議案目録の9ページをお開きいただきたいと思います。参考といたしまして、議案第13号資料1に車両の写真も用意させていただいておりますのであわせて御確認願います。

9ページの議案第13号の案件につきましては、当本部管内にある、非常用を除く10台の高規格救急自動車のうち、更新基準を超えた3台を更新するものであり、令和7年度当初予算に計上しております、車両3台の購入につき、当組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決をいただく必要がありますので、本臨時会にこの案件を提出するものであります。

それでは、財産の取得について説明いたします。取得物件の品名及び数量等につきましては、現在運用している東部出張所高規格救急自動車が、平成27年度の配備から10年目を迎え、令和7年4月1日現在の走行距離が20万9千430キロメートル、田富出張所高規格救急自動車が平成26年度の配備から11年目を迎え、令和7年4月1日現在の走行距離が19万2千457キロメートル、敷島出張所高規格救急自動車が、平成29年度の配備から8年目を迎え、令和7年4月1日現在の走行距離が19万76

8キロメートルとなり、いずれも救急自動車の更新基準である、18万から20万キロメートルを超え、老朽化による故障等も懸念されることから、高規格救急自動車を3台取得するものであります。

次に車両3台の購入に関しましては、本年5月28日、当本部におきまして、3者による指名競争入札を行いました。その結果、甲斐日産自動車株式会社が1億115万6千円で落札したものであります。

この案件につきましては、本臨時会による議決が得られたならば、正式に契約を締結し、令和8年3月に配備する予定であります。以上で、議案第13号財産の取得についての説明を終わらせていただきます。

○長沼達彦議長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

新海一芳議員。

○新海一芳議員 前の全員協議会のときに、3台分を新しく購入するということがあったような記憶がありまして、その時にも20万キロメートル近い車両3台を廃棄するのか、下取りするのか、それとも、後進国等々に寄付するとか、まだ車両を使用できるというふうに確かおっしゃっていたような気がするのですが、結論とすれば、この3台は、どういう措置をとるのかを教えてくださいたいと思います。

○長沼達彦議長 水上総務課長。

○水上総務課長 お答えいたします。最初の東部出張所の高規格救急車につきましては、かなり老朽化をしておりますので、不用品売却をいたします。次に田富出張所の高規格救急車につきましては、非常用の予備救急車として使わせていただきます。最後に敷島出張所の救急車につきましては、来年度、予定しております日勤機動救急隊の増隊を予定しておりまして、それに充てたいと思っております。

○長沼達彦議長 新海一芳議員。

○新海一芳議員 今の説明でよくわかりました。1億円以上するものですから、ぜひ、有効活用できるような形をとっていかないと財政も厳しい折ですから。そこら辺のところはしっかりとやっていただきたいなと思います。

○長沼達彦議長 ほかに質疑はありますか。

これをもって質疑を終結いたします。

次に議案第14号工事請負契約の締結について当局の説明を求めます。

今村次長兼企画財政課長。

○今村次長兼企画財政課長 それでは、議案第14号の工事請負契約の締結につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますお手元にございます議案目録の11ページを開きいただきたいと存じます。議案第14号の案件につきましては、国中6消防本部による消防指令業務等共同運用に関わります工事請負契約の締結でございます。

まず、契約の目的につきましては、仮称山梨県国中消防共同指令センター整備工事でございます。次に、契約金額は25億3,000万円であり、そのうち当消防本部の負担額につきましては、5億699万5,496円でございます。契約方法につきましては、一般競争入札の総合評価落札方式であります。工期につきましては、議会の議決日の翌日から令和8年3月18日まででございます。契約の相手方は、主に通信や電気事業を行っている3者の建設工事共同企業体でございます。12ページを御覧ください。提案理由といたしましては、工事請負契約を締結するにつきましては、当組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決をいただく必要がありますので、本臨時会にこの案件を提出するものでございます。

続きまして、工事の概要を説明させていただきます。お手元にお配りしております議案第14号資料1を御覧ください。工事場所につきましては、共同指令センター設置場所となる当消防本部3階をはじめ、6消防本部管轄区域の各署所及び無線基地局設置場所となります。工事内容につきましては、現在の当消防本部の指令センターを改修し、6消防本部の共同指令センターとして整備を行うものであり、指令業務に必要となる機器の整備工事が主な内容でございます。具体的には119番通報を受信する指令台の拡張や各本部を結ぶネットワーク回線の構築などを実施いたします。また、機器の整備のほか、指令センター部分の改修や仮眠室の個室化などの工事もあわせて実施いたします。資料には、共同指令センター改修レイアウトも記載させていただきましたので、ご確認いただきたいと存じます。

議案の説明につきましては以上となりますが、引き続き、消防指令業務等の共同運用に係る今後の予定についても御説明申し上げます。お手元にお配りしております議案第14号資料2の裏面を御覧ください。令和7年3月議会にも御報告させていただいてお

りますが、改めまして御説明させていただきますので、塗りつぶし部分を御覧ください。
令和7年6月に仮契約を行い、7月の本議会で議決をいただければ本契約となり、
センターの改修整備工事に着手します。その後、10月から共同運用に向けた職員の事
前研修を実施した上で、令和8年1月から順次、システムを切り替え、2月には仮運用、
4月から本運用を開始する予定でございます。以上で、議案第14号工事請負契約の締
結についての説明を終わらせていただきます。

○長沼達彦議長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

新海一芳議員。

○新海一芳議員 25億円以上ということですが、落札率はわかりますか。

○長沼達彦議長 水上総務課長。

○水上総務課長 入札結果につきましては、予定価格25億5,750万円。落札価格
が25億3,000万円となりまして、落札率は98.9%となりました。

○長沼達彦議長 新海一芳議員。

○新海一芳議員 これは3者で共同体ということで、構成することよろしいでしょ
うか。

○長沼達彦議長 水上総務課長。

○水上総務課長 3者が1つになって業務を進めていくということになります。

○長沼達彦議長 ほかに質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

次に議案第15号公平委員会委員の選任について当局の説明を求めます。

萩原事務局次長。

○萩原事務局次長 それでは、日程第9議案15号公平委員会委員の選任について、御
説明申し上げます。議案目録の13ページを御覧ください。本組合の公平委員会委員の
うち、名執忠義氏が本年7月15日をもって任期満了となりますことから、後任といた
しまして、昭和町から御推選をいただきました花形敏男氏を本組合公平委員会委員とし
て選任するにつきましては、議会の同意を必要とすることから提案するものでございま
す。以上で、日程第9議案15号の説明を終わらせていただきます。御審査のほど、お
願い申し上げます。

○長沼達彦議長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

以上で 議案第 11 号から議案第 15 号までの全員協議会における審査を終了いたしました。それでは、以上をもちまして全員協議会を閉会いたします。

午後 2 時 30 分 閉 会